



# 山形県公報

平成23年4月1日(金)

号 外 (7)

## 目 次

### 訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

## 訓 令

### 山形県訓令第6号

序 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「戦略調整監及び」を削る。

第4条第1項中「(戦略調整監所属に置く主幹を含む。第7条第1項において同じ。)」を削り、同条第2項中「戦略調整監所属に置く主幹を除く。」を削る。

第5条第2項中「総合政策局長、」を削り、「観光交流局長」を「観光経済交流局長」に改める。

第6条第1項中「(戦略調整監所属にあつては主幹)」を削る。

第7条第1項中「戦略調整監所属にあつては主幹補佐、」を削り、「場合は」を「場合は、」に改める。

第16条第1項中「課長、」を「課長、課内室の室長、」に改める。

別表第1の備考第1項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
生活環境部危機管理・くらし安心局各課	危機管理・くらし安心局長
商工観光部観光経済交流局各課	観光経済交流局長

別表第1の備考第2項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
生活環境部危機管理・くらし安心局各課	生活環境部長
商工観光部観光経済交流局各課	商工観光部長

別表第1の備考第3項中「第5号まで」を「第5号まで及び第15号ロ」に改め、別表第1の備考第5項の表中「、港湾事務所」を削り、別表第1の備考第6項中「事務(」を「事務(生活環境部危機管理・くらし安心局各課に係る財産管理の項第6項及び財務の項第16項に掲げる事務並びに)」に改め、同項の表中

「戦略調整監所属、総務部総合政策局地域・交通政策課、情報企画課	政策企画課長	を
生活環境部地球温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課、みどり自然課	生活文化課長	
生活環境部危機管理・くらし安心局各課	危機管理課長	

企画振興部交通政策課、情報企画課	企画調整課長	に、
生活環境部地球温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課、みどり自然課、生活環境部危機管理・くらし安心局各課	生活文化課長	

「農業経営課」を「県産米ブランド推進課」に、「農林水産部エコ農業推進課」を「農林水産部環境農業推進課」に改め、別表第1の備考第7項の表中

港湾事務所、庄内空港事務所	当該事務所の長	を
---------------	---------	---

庄内空港事務所	庄内空港事務所長	に改
---------	----------	----

め、別表第1の備考第9項の表中「港湾事務所、」を削り、同項を別表第1の備考第10項とし、別表第1の備考第8項の表を次のように改める。

左欄	右欄
県土整備部建設企画課、用地課、空港港湾課	管理課長
県土整備部高速道路整備推進課、建築住宅課	道路課長
県土整備部都市計画課、下水道課、砂防・災害対策課	河川課長

別表第1の備考第8項を別表第1の備考第9項とし、別表第1の備考第7項の次に次の1項を加える。

8 次の表の左欄に掲げる課に係る財産管理の項第6項及び財務の項第16項に掲げる事務については、同表の右欄に掲げる者がその権限を行使する。

左欄	右欄
生活環境部危機管理・くらし安心局各課	危機管理課長

別表第2 総務部の項人事課の項公務災害に関すること。の項を削り、同部の項総務厚生課の項中

臨時職員等に関する こと。			1 再任用職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員に係る社会保険に関する こと。
------------------	--	--	---

を

臨時職員等に関する こと。			1 臨時的任用職員、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員に係る社会保険（労働者災害補償保険及び雇用保険を除く。）に関する こと。
公務災害に関する こと		1 非常勤職員の公務災害の認定に関する こと。	

に改め、同表中

「

総合政策局市町村課
-----------

」を「

企画振興部
-------

」に、「

総合政策局統計企画課
------------

」を「

統計企画課
-------

」に改め、同表生活環境部の項循環型社会推進課

の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項部長専決事項の欄第4項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同部の項みどり自然課の項自然公園法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第7条第4項」を「第9条第2項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 第38条第2項の規定による生態系維持回復事業計画の策定に関すること。  
別表第2生活環境部の項中

危機管理・くらし安心局食品安全対策課	水道法に関する こと。		1 第6条第1項の規定による水道事業の許可に関する こと。
--------------------	----------------	--	----------------------------------

を

危機管理・くらし安心局食品安全衛生課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に関すること。		1 第9条第1項の規定による生活衛生同業組合適正化規程の認可に関すること。	に、
	水道法に関すること。		1 第6条第1項の規定による水道事業の認可に関すること。	
			6 第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に関すること。	を
			6 第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に関すること。	に改め、同表健康福祉部の項中
	狂犬病予防に関すること。		1 狂犬病予防のための措置に関すること。	
地域医療対策課	医療法に関すること。		1 第4条第1項の規定による地域医療支援病院の名称の使用の承認に関すること。	を

地域医療対策課	保健師助産師看護師法に関すること。		1 第22条第2号の規定による准看護師養成所の指定に関すること。	
	保健師助産師看護師法施行令に関すること。		1 第19条の規定による申請書の受理に関すること。	
			2 第20条において準用する第13条から第17条までの規定による承認等に関すること。	
医療法に関すること。			1 第4条第1項の規定による地域医療支援病院の名称の使用の承認に関すること。	

に改め、同部の項保健薬務課の項保健

師助産師看護師法に関すること。の項、保健師助産師看護師法施行令に関すること。の項、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。の項及び狂犬病予防に関すること。の項を削り、同表県土整備部の項空港港湾課の項中

		3 第27条の規定による港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の交換に関すること。	
--	--	---	--

を

		3 第27条の規定による港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の交換に関すること。	
港湾法に関すること。		1 第38条の2第7項及び第10項の規定による勧告及び要請に関すること。	

に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項中

不当景品類及び不当表示防止法に関すること（置賜総合支庁を除く。）。

を

不当景品類及び不当表示防止法に関すること。

に改め、同部の項地域振興

課の項不当景品類及び不当表示防止法に関すること（置賜総合支庁に限る。）。の項を削り、同表保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同欄第7項中「第56条第1項」を「第68条第1項」に改め、同項を同欄第14項とし、同欄第6項中「第55条第4項」を「第67条第4項」に改め、同項を同欄第13項とし、同欄第5項中「第52条第3項」を「第64条第3項」に改め、同項を同欄第12項とし、同欄第4項中「第27条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項を同欄第8項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 9 第41条第2項及び第3項の規定による生態系回復事業の確認及び認定に関すること。
- 10 第41条第4項において準用する第39条第6項の規定による変更の確認に関すること。
- 11 第41条第4項において準用する第39条第9項の規定による変更の届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第3項中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄第2項中「第14条第3項」を「第21条第3項」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第1項の次に次の4項を加える。

- 2 第16条第4項において準用する第10条第6項の規定による施設の位置等の変更の同意及び認可に関すること。
- 3 第16条第4項において準用する第11条及び第15条第1項及び第2項の規定による改善命令及び原状回復命令等に関すること。
- 4 第16条第4項において準用する第12条第1項及び第2項の規定による地位の承継の同意及び承認に関すること。
- 5 第16条第4項において準用する第13条の規定による公園事業の休止又は廃止の届出の受理に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同欄第2項中「第56条第1項」を「第68条第1項」に改め、同項総合支庁課長専決事項の欄第5項中「第56条第3項」を「第68条第3項」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第4項中「第28条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項を同欄第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第42条の規定による生態系維持回復事業の報告の徴収に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第2項中「第14条第6項」を「第21条第6項」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第1項中「第13条第6項」を「第20条第6項」に改め、同項を同欄第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 第16条第4項において準用する第10条第9項の規定による届出の受理に関すること。

2 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法施行令に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項及び第2項を削り、同欄第3項中「第26条第2項並びに第27条第1項」を「第33条第2項並びに第34条第1項」に改め、同項を同欄第1項とし、同項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同項総合支庁課長専決事項の欄第1項から第3項までを削り、同欄第4項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第26条第4項」を「第33条第4項」に、「第28条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項を同欄第1項とし、同課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第21項を第23項とし、第18項から第20項までを2項ずつ繰り下げ、同欄第17項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同項を同欄第19項とし、同欄第16項中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同項を同欄第18項とし、同欄第15項中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同項を同欄第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 第15条の2の2の規定による産業廃棄物処理施設の定期点検に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第14項を第15項とし、第5項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、同欄第4項中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄第3項中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第2項の次に次の1項を加える。

3 第8条の2の2の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を第11項とし、同欄第2項中「第12条の3第7項」を「第12条の3第8項」に改め、同項を同欄第10項とし、同欄第1項中「第12条の3第6項」を「第12条の3第7項」に改め、同項を同欄第9項とし、同項の前に次の8項を加える。

1 第12条第3項及び第4項の規定による産業廃棄物の事業所の外における保管の届出の受理に関すること。

2 第12条第9項の規定による多量排出事業者の計画の受理に関すること。

3 第12条第10項の規定による多量排出事業者の報告の受理に関すること。

4 第12条第11項の規定による多量排出事業者の計画等の公表に関すること。

5 第12条の2第3項及び第4項の規定による特別管理産業廃棄物の事業所の外における保管の届出の受理に関すること。

6 第12条の2第10項の規定による多量排出事業者の計画の受理に関すること。

7 第12条の2第11項の規定による多量排出事業者の報告の受理に関すること。

8 第12条の2第12項の規定による多量排出事業者の計画等の公表に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関すること（県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同表産業経済部の項農業振興課の項家畜改良増殖法施行規則に関すること。の項を削り、同課の項主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。の項を次のように改める。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。		1 第52条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
-----------------------------	--	-----------------------------------	--

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項中

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関すること。」		1 第5条第1項の規定による勧告に関すること。	1 第4条の規定による指導及び助言に関すること。
-------------------------------------	--	-------------------------	--------------------------

を

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関すること。」		1 第5条第1項の規定による勧告に関すること。	1 第4条の規定による指導及び助言に関すること。
-------------------------------------	--	-------------------------	--------------------------

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関すること。」		1 法第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
---	--	------------------------------------	--

に改め、同部の項水産課の項中

「海岸法に関すること（庄内総合支庁建設部建設総務課及び港湾事務所に係るものを除く。）。」

を

「海岸法に関すること（庄内総合支庁建設部建設総務課に係るものを除く。）。」

に改め、同課の項山形県海岸占用料等徴収条例に関すること。の項総合

支庁部長専決事項の欄第1項中「及び港湾事務所」を削り、同表建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項道路法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「、地下

室」を削り、同課の項中

「海岸法に関すること（庄内総合支庁に限り、水産課及び港湾事務所に係るものを除く。）。」

を

「海岸法に関すること（庄内総合支庁に限り、水産課に係るものを除く。）。」

に改め、同課の項山形県海岸占用料等徴収条例

に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「及び港湾事務所」を削り、同課の項中

「請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、港湾事務所、庄内空港事務所及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。

「請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、庄内空港事務所及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。

を

に改め、同部の項西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設

総務課の項中

「不動産登記法に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。

を

「不動産登記法に関すること。

に、

「国有林野の管理経営に関する法律に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。

「国有林野の管理経営に関する法律に関すること。

を

に改め、同部の項用地課の項中

「森林法に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。

「森林法に関すること。

「不動産登記法に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。

「不動産登記法に関すること。

を

に、

「国有林野の管理経営に関する法律に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。  
「森林法に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。

を

「国有林野の管理経営に関する法律に関すること。  
「森林法に関すること。

に改め、同部の項建築課

の項エネルギーの使用の合理化に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

2 第75条の2の規定による届出の受理、勧告等に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の2項を加える。

6 第12条の規定による報告の徴収に関すること。

7 第15条の規定による助言及び指導に関すること。

別表第3建設部の項港湾事務所の項を削る。

別表第4第2号の表（総合支庁、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項）の項の次に次の1項を加える。

（環境科学研究センター所長の専決事項）

1 受託研究又は共同研究に係る契約に関すること（所管事務及び事業に係るものに限る。）。

別表第4第2号の表（精神保健福祉センター所長の専決事項）の項の次に次の1項を加える。

（衛生研究所長の専決事項）

1 受託研究又は共同研究に係る契約に関すること（所管事務及び事業に係るものに限る。）。

別表第4第2号の表（職業能力開発専門校長（庄内職業能力開発センター所長を含む。）の専決事項）の項の次に次の1項を加える。

（工業技術センター所長の専決事項）

1 受託研究又は共同研究に係る契約に関すること（所管事務及び事業に係るものに限る。）。

別表第4第2号の表（農業総合研究センター所長の専決事項）の項第1項中「提案公募型研究開発事業への応募及び受託研究に係る契約の締結」を「受託研究又は共同研究に係る契約」に改め、同表（農業総合研究センター所長の専決事項）の項の次に次の2項を加える。

（水産試験場長の専決事項）

1 受託研究又は共同研究に係る契約に関すること（所管事務及び事業に係るものに限る。）。

（内水面水産試験場長の専決事項）

1 受託研究又は共同研究に係る契約に関すること（所管事務及び事業に係るものに限る。）。

別表第4第2号の表（森林研究研修センター所長の専決事項）の項第1項中「提案公募型研究開発事業への応募及び受託研究に係る契約の締結」を「受託研究又は共同研究に係る契約」に改め、同表（山形空港事務所長の専決事項）の項の次に次の1項を加える。

（港湾事務所長の専決事項）

1 1件の設計金額が1億円以内（建築工事については5,000万円以内）の競争入札に係る工事（主務部長が指名する工事を除く。）及び1件の設計金額が500万円以内の随意契約に係る工事（主務部長が指定する工事を除く。）を施行すること（設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。）。

2 歳出予算の節の区分のうち配当替えを受けた額の範囲内で、次に掲げる支出負担行為をすること。

(1) 委託料のうち、1件の予定金額が、4,000万円以内の工事に係る調査、設計及び測量の委託に係るもの（設計変更の結果4,000万円を超えることとなるものを含む。）

(2) 使用料及び賃借料のうち、1件の予定金額が、500万円以内の用地（土地改良財産の敷地を含む。）及び工事に要する物件の借入に係るもの

(3) 原材料費のうち、1件の設計金額が500万円以内の工事材料費（設計変更の結果500万円を超えることとなるものを含む。）

(4) 公有財産購入費のうち、1件の予定金額が1億円以内の工事用土地の取得（議会の議決に係るものを除く。）に係るもの

(5) 補償、補填及び賠償金のうち、1件の予定金額が1億円以内の用地及び物件の取得（議会の議決に係るものを除く。）及び使用に伴う補償に係るもの

3 別表第3建設部建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項請負契約に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に掲げる事項に関すること。

4 港湾法に関することのうち次に掲げる事項

(1) 第38条の2第1項、第4項、第5項及び第9項の規定による届出及び通知の受理に関すること。

(2) 第55条の2第1項及び第2項の規定による土地への立入りに関すること。

(3) 第55条の3第1項の規定による土地の一時使用等に関すること。

(4) 第56条の4第1項及び第2項の規定による監督処分に関すること。

5 山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第2条の規定による許可に関すること。

6 海岸法に関することのうち次に掲げる事項

(1) 第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可（第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による協議に対する同意（以下この項において「同意」という。）を含む。）に関すること。

(2) 第8条第1項の規定による海岸保全区域における行為の許可（同意を含む。）に関すること。

(3) 第12条第1項から第3項まで（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による監督処分（許可の

取消しを除く。)に関する事。

(4) 第13条の規定による海岸管理者以外の者の施行する工事の承認及び協議に関する事。

(5) 第18条第1項(第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による土地等の立入り及び一時使用に関する事。

(6) 第20条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等に関する事。

(7) 第21条第1項及び第2項の規定による措置命令に関する事。

(8) 第37条の4の規定による一般公共海岸区域の占用の許可(同意を含む。)に関する事。

(9) 第37条の5の規定による一般公共海岸区域における行為の許可(同意を含む。)に関する事。

7 山形県海岸占用料等徴収条例第3条の規定による占用料等の減免に関する事。

8 国有財産法に関する事のうち次に掲げる事項(港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域施設若しくは公共海岸である国有財産に係るものに限る。)

(1) 第5条の規定による国有財産の管理に関する事。

(2) 第31条の2の規定による国有財産の調査又は測量を行うための立入りに関する事。

(3) 第31条の3の規定による国有財産の境界確定の協議に関する事。

9 不動産登記法に関する事のうち次に掲げる事項

(1) 第74条第1項(同項第3号に掲げる場合に限る。)の規定による所有権の保存の登記の嘱託に関する事。

(2) 第116条第1項の規定による地方公共団体が登記権利者となつてする権利に関する登記の嘱託に関する事。

(3) 第116条第2項の規定による地方公共団体が登記義務者となる権利に関する登記の嘱託に関する事。

(4) 第117条第2項の規定による登記識別情報の通知に関する事。

(5) 第118条第2項の規定による収用による所有権移転の登記の嘱託に関する事。

10 国有林野の管理経営に関する法律第8条の2第1項の規定による国有林野の無償借受け等の手続に関する事。

11 森林法第27条第1項の規定による保安林の指定及び解除の申請に関する事。

12 港湾区域及び酒田工業団地に係る県有土地(普通財産に限る。)の貸付けに関する事。

別表第5中

山形空港事務所		副所長	主務課長	
---------	--	-----	------	--

を

山形空港事務所		副所長	主務課長	
港湾事務所		副所長	総務係長(庶務に関する事務に限る。)	

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成23年4月1日印刷  
平成23年4月1日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056